

船橋市立保育所副食費の徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立保育所において市が提供する食事等（以下「給食」という。）のうち、副食費の額及び徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 船橋市立保育所 船橋市保育所条例（昭和53年船橋市条例第12号）別表に掲げる保育所をいう。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(対象児童)

第3条 副食費の徴収の対象となる者は、各年度の4月2日における年齢が3歳以上の児童（以下「児童」という。）とする。

(副食費の額等)

第4条 副食費の額は、児童1人当たり月額4,500円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、副食費の徴収を行わないものとする。

- (1) 児童が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）第13条第4項第3号イ(2)に該当するとき。
- (2) 児童が府令第13条第4項第3号ロ(2)に該当するとき。
- (3) 児童が月の1日から末日までの全ての日においても給食の提供を受けないとき。

3 第1項の規定にかかわらず、児童が月の中で保育所を利用する場合又は市長が、災害その他やむを得ない事由があると認める場合の副食費は、4,500円に当該月の利用に係る日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(副食費の決定等)

第5条 市長は、前条の規定に基づき副食費の額を決定したとき（前条第2項

に該当する場合を除く。)は、保護者に対し、船橋市立保育所副食費納入決定(変更)通知書(第1号様式)により通知するものとする。

(副食費の徴収)

第6条 市長は、保護者から、副食費を徴収する。

2 副食費の納付については、原則として口座振替によるものとする。

(納期限)

第7条 保護者は、毎月末日(12月にあっては、同月25日)までに当該月分の副食費を納付しなければならない。ただし、市長が、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(給食の休止)

第8条 児童の保護者は、第4条第2項第3号の適用を受けようとするときは、当該月の前月の末日までに給食休止届(第2号様式)により、児童が在籍している船橋市立保育所に届け出るものとする。

(副食費の不還付)

第9条 既納の副食費は、還付しないものとする。ただし、市長が、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

様

船橋市長



船橋市立保育所副食費納入決定（変更）通知書

船橋市立保育所副食費について、次のとおり決定（変更）しましたので通知いたします。

年度分

子ども	氏名				
	生年月日		クラス年齢		
保育所名	船橋市立 保育園				
歳入科目	実費徴収金				
内容	副食費実費徴収金				
月分	金額	納期限	月分	金額	納期限
4月分			10月分		
5月分			11月分		
6月分			12月分		
7月分			1月分		
8月分			2月分		
9月分			3月分		

※口座振替日は、毎月末日（12月は25日）です。

なお、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

第2号様式

給食休止届

年 月 日

船橋市長 あて

保護者の氏名

保護者の住所
(郵便番号 -)

連絡先電話番号

下記の期間において船橋市立保育所における給食の利用を休止するので、次のとおり届け出ます。

児 童 の 氏 名 :

児 童 の 生 年 月 日 : 年 月 日生

保 育 所 名 : 船橋市立 保育園

休 止 す る 期 間 : 年 月から
年 月まで